

神戸市教育課『生活指導の修身教育』にみる修身教育観 － 高等科部分を中心に －

Analysis on Educational Philosophy for Practical Morality of Higher Elementary School
edited by Kobe Education Division

渡 邊 言 美
Kotomi WATANABE

はじめに

近年安倍新政権下、また新学習指導要領において、様々な形で学校教育における道德教育の重要性がより強調されるようになってきている。たとえば「道德の時間」の特別教科化論や『心のノート』改訂・配布の動きに代表されるように、国家主導の道德教育推進政策により、いわば「あるべき道德的価値」が示されようとしている。

また一方で、新学習指導要領において「学校の教育活動全体を通じて行うべき」であるとされる道德教育との関連において、生徒指導の意味もまた検討されつつある^{*1}。生徒指導の新たなバイブルともいえるべき『生徒指導提要』においては、道德の授業と生徒指導の関連について「道德教育で培われた道德性や道德的実践力を、生きる力として日常の場面に具現できるように援助することが生徒指導の働き」であり、「生徒指導は、道德の授業の効果を高めるのに役立ち、逆に、道德の授業の指導は、生徒指導に貢献する」と言う相互補完関係にあるとされる^{*2}。

道德教育における生徒指導（かつては生活指導と称されていた）^{*3}の意義については、かつて大きく2つの時期において主張されてきたように思われる。第1に、戦前期、いわゆる大正新教育運動の担い手達により、私立学校や師範学校附属学校等での「生活修身教育」論が展開され、実践されていた時期である。第2に、昭和30年代、特設道德をめぐる議論の中での主張である^{*4}。

特に第1の時期に於ける生活修身教育の理念と実践について、先行研究では、岩瀬六郎の著作や実践に着目した研究をはじめ、各種実践に焦点を当てた研究の蓄積がなされている^{*5}。しかし戦前期における特定の地域に特化した生活修身教材の作製および実践に関する研究の蓄積は乏しい。

筆者はすでに、第1の時期に当たる1931（昭和6）年3月に刊行された神戸市教育課編刊『生活指導の修身教育 実際篇』および、同月に刊行された『生活指導の修身教育 教授細目篇 尋常科之篇』の分析を通し、尋常科部分を中心に神戸市という地域の特殊性を生かし

た生活指導的観点からの修身教育観について論じた^{*6}。

本研究では、同月に、合わせて刊行されたと見られる『生活指導の修身教育 教授細目篇 高等科之篇』の分析を通し、高等科部分にみる修身教育観の特徴について検討する。両研究を通し、神戸という地域独自で目指された生活指導の修身教育の理念の特徴を明らかにする事を目指す^{*7}。

上記の史料は、道德教育史にかかわる先行研究においても、神戸市史等の地域教育史にかかわる文献においても、調査の限りにおいて、その紹介・検討はなされていない。

本研究を通して、近代日本の道德教育史における生活指導・生徒指導の持つ意義を検討するための手がかりとしたい。

I 第三期国定修身教科書の特徴

本章では『生活指導の道德教育』刊行時の国定修身教科書の特徴について整理する。

1918(大正7)年4月より、この年入学の尋常小学校1年生より学年進行で使用が開始され、1923年完了された。この第3期教科書は、中村紀久二による第2期との比較では、例えば「公民的教材の強化が顕著で、巻三以降では必ず「公益」がある」「義務教育段階での「忠君愛国」教材増加」「巻六の「協同」はこの時代の考え方の特色を示すもの」「国際協調や国際性の教材」が複数あること等が指摘される^{*8}。また「国家に対する道德は三割に近く、人間関係についての道德は三割五分、個人の道德は三割七分の割合をそれぞれ占めている。この割合を二期の教科書における道德と比較すれば、国家についての道德、個人についての道德がそれぞれ増加し、そのかわりに人間関係についての道德の割合が減少している」という^{*9}。また「博愛」という徳目について、『親疎内外の別なく』という視点、また、「人間の道」という視点が一層強調され、忠心愛国と対比される徳目であるとして注目されている^{*10}。

以上、国定第三期の修身教科書は、第二期と比べて公民的な教材が増加していること、忠君愛国と「博愛」といった人類不遍の倫理観や、国際協調観が混在することが大きな特徴といえよう。「全体にわたってみてこの期の教科書は学年による発達段階の考慮が薦められ、記述量が増し、教科書はより近代化されてきている」との評価がなされている^{*11}。一方で、「国家主義的な教材が減少したわけではなく、「神国観念を強調した教材も現れ」、ファシズム的な性格を併せ持つものであった^{*12}。

高等科に限定すると、高等科用の『高等小学修身書』は、1928(昭和3)年に各学年1冊刊行されたが、教師用は欠く。1933(昭和8)年以降修正がなされ、次期の第4期は1940(昭和15)年発行である^{*13}。

Ⅱ. 『生活指導の修身教育 実際篇』にみる修身教育認識と授業案 高等科児童部分を中心に

本章で取り上げるのは、神戸市教育課『生活指導の修身教育 実際篇』1931（昭和6）年3月刊である^{*14}。扉には以下のように記されている。

本冊子ハ本市ニ於テ昭和五年一月一月印刷配布セシ「生活指導ノ修身教育概論篇」ニ基キ之ガ実際方面ノ研究ヲ遂ゲンガ為メニ同年三月再度修身教育研究会ヲ開催シ更ニ委員ヲ挙ゲテ之レガ研究整理シタル成案ナリ尚各学年教授細目ハ便宜上別冊トシタルモ相俟ツテ本市修身教育上参考ニ資セントシ茲ニ印刷配布ス 昭和六年三月 神戸市教育課

編集に関与した人物名は明らかにされていない。上記の「概説篇」の存在は確認できていないが、少なくとも2回は「修身教育研究会」なるものが開催されたことがわかる。この『実際篇』の構成は以下の通りである。（本文は全186頁）

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 環境と教育 | 一、第一・二学年 |
| 一、環境と教育の内的関係 | 二、第三、四学年 |
| 二、環境としての神戸市 | 三、第五、六学年 |
| 三、市の発展的意義 | 四、高等科 |
| 第二章 児童の特質と其の教養 | 第六章 成績考査 |
| 一、本市児童の特質と其の教養 | 一、修身科考査 |
| 二、各学年児童の特質と其の修養 | 二、操行査定 |
| 第三章 指導方針 | 三、第一・二学年成績考査 |
| 一、指導方針に関する諸問題 | 二、第三、四学年成績考査 |
| 二、一局面より見たる各学年指導方針 | 三、第五、六学年成績考査 |
| 第四章 指導方法 | 四、高等科成績考査 |
| 一、概説として指導者自らの態度 | 附録 神戸市補導連盟の見たる児童の不良化と環境 |
| 二、第一、二学年指導方法 | 一、神戸市児童の一般的不良傾向 |
| 三、第三、四学年指導方法 | 二、社会施設より見たる児童生活 |
| 四、第五、六学年指導方法 | 三、補導連盟と家庭生活 |
| 五、高等科指導方法 | |
| 第五章 各種教材取り扱い上の注意 | |

神戸市という地域の特徴と児童の特質についてあきらかにしつつ、各学年の修身教育の指導指針と方法、題材の例示、評価の方法が示されている。巻末には神戸市の児童の不良化についての統計資料がある。

第一章二では、神戸市民の特徴について以下のように評している^{*15}。

(1)「新興の気分は濃厚であるが徒に新を追い、重厚の感を欠く感がないでもない」(2)「住民は各地及び諸外国各種階級者の集合」(3)「和衷協同等の方面に欠けた皮相な自己中心的な生活状態にある場合が多い。又郷土的観念にも乏しく落付いた気分にもなり得ないものが多い」(4)「常識には豊」(5)精神修養の方面よりも強烈な感覺的刺激的なものに向ふ生活様式になり易い」(6)児童誘惑の魔手広がり、従ってその機会、其の場所多く、注意すべき地域とも認められるもの実に数十を数えることが出来る」

以上のように評じたうえで、「我々には日本精神として客観的なものを有する。我々は斯かるものの上に我が神戸人としての人格を作り上げ深めて行くべきで斯うした精神文化の一面を負ふものは全く我が教更に道德教育であらねばならぬと考へられるであらう。現在の本市教育が単に外を見るでなく神戸が神戸自身を深く見、其の意味に於て外も自己の内容とする態度から真に神戸独自の教育が要求されねばならぬのである」と、神戸独自の修身教育の必要性が説かれている^{*16}。

各章において、高等科部分への言及がある。以下、第2章の高等科児童に関する記述を抜粋する^{*17}。

一 高等小学校教育の特質

昭和三年度に於ける本市高等小学校卒業生二九一六名中、中等学校、其の他の学校に入学せる者は六百八名であつて、卒業者の約二割に当たつてゐる然し乍ら之は実務に就き乍ら補習学校に通つてゐるものも含めた数字であつて事実正則の昼間学校に入学したものは、其の半数以下即ち一割以下と見るのが至当であつて、他の九割以上のものはいずれも社会的に活動してゐるものであると言はねばならぬ。彼等の多くは国民の所謂中層階級に属するものの子弟であつて、将来国民の中堅となり社会の各方面に於いて第一線に立つて活動する所のものである。即ち彼等は吾国家の主力となるべきものであつて、国家盛衰の鍵は彼等の手に握られてゐるものであるとも考へることが出来る。

二、高等科児童の特質 C 環境並に境遇より来る特質

(1) 高等科児童の家庭の事情に就いて之を見るに、相当の家庭の子弟は殆んど中等学校に進み、極貧者の子弟は義務教育を終へたのみで直ちに実務に就くので上下階級は殆んど之を含まず、所謂中層階級のもののみであるわけであるが、然し乍ら子弟の教育に対する考の進んできた今日、殊に神戸市の如き大都市に於ては少々の無理をしてでも中等教育だけは受けさせたいといふような傾向になつて居り、それが出来なければせめて高等小学校だけでも終わらせたいといふ風なので、其の家庭に於ける生活の程度は一般に低い方であると言へる。(略)従つて道德的方面より見るも一般に其の知見も低く、純真性にも乏しいように思はれる。

(2) 個人的に言へば、所謂上流階級、支配階級となることはむづかしい、いはば其の進路を絶たれ前途に明るい光明を認めて進んで行くと言ふことが出来ない。之が

ために、動もすれば一種の偏見にとらはれ易く、萎縮し易く、自棄的となり易いような傾向をもつものが少なくない。この点は余程注意を要すべき点であると考へられる。

(3) 尚、通学区域が広く、通学途上に於ける種々の誘惑に遭遇する機会も多く、家庭との連絡各方面自治等も十分に行われ難いために、動もすれば、思ひもよらぬ不良児を出すと言うような事も少なくない。之は児童其のものの特質といふわけではないが、単立の高等小学校の性質より来たる一の注意すべき点であると考えられる。

以上、第2章の記述に見られるように、中流階級に属する高等科児童の徳性を「道徳的方面より見るも一般に其の知見も低く、純真性にも乏しい」「一種の偏見にとらはれ易く、萎縮し易く、自棄的となり易い」とし、神戸市の特殊性から「思ひもよらぬ不良児を出す」懸念が示されている。

第3章では、指導方針について述べた部分から抜粋する^{*18}。

第三章 指導方針

二、一局面より見たる各学年指導方針 5・高等科児童指導方針

B 高等小学校教育の本質より見たる方針

(1) 高等小学校の教育が、完成教育であると言ふこと、大衆教育であるといふ点からして、卒業後に於ける彼等の生活といふ点が最も重視せられねばならぬ。

目標とする所のものは、主として彼等の将来の生活を現在に結ぼうとする点である。

(2) 此の意味に於いて今日高等小学校修身科の指導に於て、最も重視さるべきものは、公民生活と職業生活の指導でなければならぬ。

(5) 児童現在の生活を見捨てるものではなく、むしろ彼等の現在の生活其のものの上に立つての指導であることは言ふまでもない。

C 高等科児童の特質より見たる方針

(1) 感情の発達に比して知識経験の乏しき彼等は動もすれば正道を踏みはずし易い傾向を有するものであるから、絶えず適当なる監督と指導とを怠つてはならぬ。

(3) 出来得る限り、彼等の日常見聞し、又は新聞雑誌等に現れたる社会事業を多く取り入れるようにしたいと思ふ。然し乍ら動もすればその事実を誤信し、或は之に対する判断を誤るような事があり勝ちであるから、此れに対する観察研究を一層精密ならしめ常に正しい理解と判断とを与へるよう指導するべきである。

完成教育であり大衆教育である高等科においては、卒業後の生活を重視するべきことであり、児童の「正道を踏みはずし易い」性質に対して適切な指導を行うべきであるという。

以上の点から、感情の陶冶については以下のように述べる。

この感情の陶冶に於て最も強き力を有するものは教師の人格と愛の力である、殊に高等小学校児童は前述の如く相当深刻なる悩みをもつてゐる者が多い。それ故に一片の訓辞や、表面的な批判等に依て解決せられるべきものでない。所謂個人指導によ

り温き教師の涙によりて拭ひとるべきものである。

こうした指導を「訓育指導上の鍵」として、個別指導が主張されている。

高等小学校に於ては其の教材の性質上知的取扱を要する部分が多いために、ややもすれば意志の陶冶或は実践方面の指導が忘れられ易い傾向を持ってゐる。殊に此の期児童は第二章にも述べた如く小理屈を弄し、感情に走り、空想に流れ易く実行力に乏しい。然も思想は動揺し易く移り気である。特に女子に於ては意志の力が極めて弱い。

以上のような特性に対し、「出来得る限り意志鍛錬の機会を多くし学習に依て得られた所の知能なり感情なりといふものが直ちに実行意志にまで導かれ必ず、之を行為として現されるよう指導すべきである」と結論づけた。神戸市内の高等科児童の特質については、その性質には問題が多く、修身指導においては個別指導により適切に道を正し、不良化を防止するという観点が強調されていることが判明した。

第4章の指導方法では、5 高等科指導方法においては（1）読むことの指導（2）生活体験の指導（3）正しき理解と内容批判の指導の3点が挙げられる。特に（2）で、「自己の経験を基にし、教師の適切な指導と自己の内省批判によって自ら規範を構成し更に自らの経験に移して行く、かくて無限に理想を追ふて其の体験を新にしてゆく所に修身科特に高学年の修身科の本質的価値がある」とされた^{*19}。

Ⅲ 『生活指導の修身教育 教授細目篇高等科之部』の特徴

拙稿での尋常科部分の分析により、『教授細目篇尋常科之部』の特徴は以下の2点を指摘することができた。1. 国定第三期修身教科書の内容を忠実に活用している。2. より具体的に、学校生活や家庭生活に即した指導内容となっている。児童の実生活に即した発問、例示がなされている。

本章では、実際篇と同月に刊行された、教授細目篇高等科之部の内容を明らかにし、尋常科部分との類似点相違点を検討する。巻頭の「細目制定方針及使用上の注意」は『教授細目篇尋常科之部』と同一である。以下抜粋する^{*20}。

一、細目制定方針

（1）国定修身教科書は教育に関する勅語の大精神に基き、国民教育上必要な徳目を網羅して編纂したものであって、国家の立場より国民に修徳せしむべき根本的な基準を示したるものであるから、本細目も修身教科書の各課全部を取り入れてこれを経とし、児童の生活実相を織り込みてこれを緯として編纂した。

（4）行動へ訴え為すことによつて体得するといふ指導、即ち作業化による修身教育を取り入れ、本細目の指導要領の上欄には教科書の教材を中心とし、これに補充教材、強度教材を加へて其の指導の順序指導の要点を記入し、下欄には児童の実際生活姿態より眺めて、現在の状況のみならず将来かくあらしめたいと願想することも記入

したること。

(6) 教科書の縦的連絡を重んじ既授の徳目、訓示、例話等と連携を保つと同時に、常に勅語、詔書と結びつけたること。

二、細目使用上の注意

(5) 生活指導を重視する修身教育に於ては、常に指導の機会及場所について考慮し、一年三十八週一週二時間の修身時間内に立て籠もらず、大いに教室外に出でて実際に適せしめること。

(6) 修身科の指導は生きた教師の霊と、生きた児童の魂との接続交流でなければならぬから、或型や形式に捉はれることが最も禁物であることはいふまでもない、其れであるから細目中の事項即ち例話でも注意事項でも教育事実等の記載にとらはれることなく其の活用に力を用ふること。

本文は、国定修身教科書『高等小学修身書』の教材の掲載順に、一課ごとに「要旨」「指導要項」「連絡」「準備」「学校生活」「家庭及社会生活」「参考事項」「注意事項」の各欄からなっており、尋常科篇と同一である。

表1・2は、『生活指導の修身教育 教授細目篇高等科之部』の、特に「学校生活」「家庭及社会生活」部分を挙げたものである。

表1 教授細目高等科 1年

| 課 | 題目 | 配当時間 | 学校生活 | 家庭及び社会生活 |
|------|----------|------|--|---|
| 第1課 | 我が国 | 3 | 1. 御真影に対する敬礼、態度 2. 皇室に関する話をする時又は聞く時の言語態度 3. 皇室に関する御写真を掲載せる新聞雑誌等の取扱 4. 国旗に対する敬礼、態度 5. 国歌を歌ふ場合、その心持 | 1. 行幸啓拝観の敬礼及心得 2. 神社御陵等に参拝せし時又は前を通過する時の敬礼、及心得 |
| 第2課 | 愛国 | 3 | 1. 勉学に怠らず国民としての基礎を築くこと 2. 自己のなすべき学校学級等の仕事に精励せしめること 3. 学校学級愛護の精神に出づる行為の奨励 4. 運動競技等の対抗試合等の場合等に於ける愛校精神の発揮 | 1. 家の手伝いにより家に対し子供相応の分をつくすこと 2. 将来職業を選ぶに当ても国家的見地よりしても考慮すること 3. 各自職業を通じて愛国の誠を致すべきこと 4. 自家の職につき如何なる点が国家的なるか反省考察せしむ |
| 第3課 | 家 | 3 | 1. 学校生活、学校生活は一の家族生活と心得て互に相睦み合ふべきこと | 1. 家族互に睦み合ふべきこと 2. 戸主に対する心得 3. 自分一人の悪事は一家一門の名誉に関する事 4. 仏壇への礼拝 5. 祭祀法要 6. 勉学と家名 |
| 第4課 | 孝行 | 3 | 1. 学校に通学し何不足なく勉学出来るのは親の御恩なること 2. 勉学にはげみ、身を修め良き成績を得るは親に対する孝なること | 1. 親の恩に対する反省 2. 親に対する礼儀 朝、晩、登校帰校時等の挨拶 言葉遣、態度 3. 親の命に従ふこと 4. 親に心配をかけぬ事親を喜ばせる事 勉強、手伝、弟妹の世話、危険な所に行かぬ事等 5. 奉養 あんま、病氣の際の看護等 6. 親を諷めること 言語、態度等に注意 7. 祖父母に対する態度 8. 仏壇一祖先に対する心持 朝夕の礼拝、お供物、墓参 |
| 第5課 | 親類 | 2 | 空欄 | 1. 親類の人が来た時の応接態度 2. 親類に行った時の礼儀作法 3. 姻戚関係に行った時の態度 4. 従兄弟姉妹等との交際 5. 特に富裕なる又は貧困なる親類に対する態度 6. 親類間の贈答品 |
| 第6課 | 敬老(男) | 2 | 1. 長幼の序 教師上級生を敬愛する事 2. 学校内に掲げたる古老の肖像掛画等に敬意を表する事 3. 学校に催さるべき敬老会の方法を考究せしむる事 4. 同窓会等に於て旧師に出会った時の心持、態度 | 1. 家庭内にある老人、近隣親戚等の老人等に対し如何にすべきか討議研究せしむ、又実際にやってみることを発表せしめる 2. 汽車電車の乗降着席に際して老人を助け又之に席を譲る事 3. 老乞食等に対する態度 4. 老人をなぶりものなどにしないこと 5. 神戸市の功労者、其の学校の功労者 |
| 第6課 | 舅姑(女) | 2 | 空欄 | 1. 継父母に対する心得 2. 兄嫁姉婿等に対する態度 3. 父母と兄嫁等との間に立つ時の態度 4. 近隣の家庭に於ける観察と批判 5. 新聞記事に対する批判 |
| 第7課 | 至誠 | 2 | 1. 学習及び遊戯を本気で遣ること 2. 凡ての規律命令約束をよく守ること 3. かげひなたなきこと 4. 上べを飾らふこと 5. 学友と交るにも至誠をもって交る | 1. 父母に孝なるも、兄弟に孝なるも皆至誠を基とすべき事 2. 博愛慈善も皆至誠より出でしものたるべき事一打算的に考へては非ずは眞の徳行に非らず |
| 第7課 | 貞操(女) | 2 | 空欄 | 1. 妄りに一人歩きせぬこと 2. 活動写真館其の他の盛り場によりつかぬ事 3. 男の人と勝手に交際文通等せぬ事 4. 知らぬ人から手紙等を貰った時は必ず父母又は先生に見せる事 5. 妄りに人の甘言にのせられぬ事 6. 友人間に於いて性に関する話などせぬ事 7. 読み物を選択すべきこと 8. 男性に対して正しい批判的見方をする事 9. 不良少年、不良少女の群れに注意する事 |
| 第8課 | 正直 | 3 | 1. 教師に対する虚言 2. 学友に対する虚言 3. 作業学習等にかげひなたなき事 4. 拾得物等に対する処置 | 1. 父母兄弟に対する虚言 2. 近所の人に対する不用意の虚言 3. 家の仕事の手伝にかげひなたなき事 4. 家業を手伝う間にお得意客に対して不正直の事なきか 5. 店の金をごまかす等のことなきか 6. 弟妹等に対してやむを得ず虚言を言わねばならぬような場合の考察 |
| 第8課 | 女子の本分(女) | 3 | 1. 家事裁縫手芸作法等に特につとめること 2. 掃除整頓等 3. 学用品、小遣い銭等の節約 4. 婦人としての職業に関する見解をもつ事 | 1. 家事見習 2. 弟妹の世話をよくする事 3. 家に病人等ある場合の看護 4. 近所の人とする事を常に批判的に見てゆく事 5. 女子としての自己の性能或いは母姉等に付其の性能を父兄其の他の男子の夫れと比較考察せしむる事 |
| 第9課 | 反省 | 3 | 1. 先生より叱責又は注意を受けた時 2. 友人間の忠告 3. 他人より悪口を言はれた時 4. 自己の過失に気づきたる時 5. 自己の性癖学習態度等に付反省の機を与へる事 6. 学校の訓練要目に照して自己の行為反省 7. 教授時間中の黙想、反省会等 | 1. 父母兄弟より注意を受けた時の態度 2. 反省の工夫 就寝前の黙想 反省記録一日誌記録 座右の銘一特に自己の短所を挙ぐる事が有効 |
| 第10課 | 責任 | 3 | 1. 学校に於ける分担作業 掃除、工作其の他の作業 2. 予習及復習 3. 役員の任務 4. 運動競技の場合 ①自己持ち場を守る事 ②一生懸命やる事 ③特に選手として学校又は学級を代表する場合 | 1. 家庭に於て分担せられたる仕事の遂行掃除、店番、守子、買物 2. 弟妹の学科復習其の指導 3. 友人間に於ける責任 4. 家業手伝等の場合に於ける筆審に対する責任 |
| 第11課 | 勇気 | 2 | 1. 喧嘩、弱者虐め 2. 運動、競技、体操等の場合 3. 徒に危険に近寄らざる事 4. 強情、頑迷、執拗 5. 人の危難を救う場合の手段と処置 6. 人前に出た時、学習時の発声、学芸会談話会平氣に現れる修養 | 1. 諸種の誘惑に対する勇気の必要 ①勉学、作業等の時間に於ける睡眠、倦怠、疲労等に対する忍耐力 ②食物、衣服、金銭等に対する誘惑を退ける事 ③感情の抑制 ④異性に対する誘惑に陥らぬ事 |
| 第12課 | 進取の気象(男) | 2 | 1. 学業成績の進歩 小成に安んぜず努力せよ 2. 中等学校に入学出来なくても悲観するな 夜間中学、補習学校、青年訓練所等 3. 立志伝を読み一図書室 4. ブラジル移民見送りの感想 | 1. 家庭事情にとらはれて悲観するな 2. 自己の仕事に一生懸命にやれ 3. 家の繁栄をはかれ |

表1 教授細目高等科 1年

| 課 | 題目 | 配当時間 | 学校生活 | 家庭及び社会生活 |
|------|-----------------|-----------|--|---|
| 第13課 | 身体 | 3 | 1. 学校に於ける養護方面 ①飲料水、洗顔、手洗い場の設備 ②衛生室の設備-洗顔、応急手当等 ③身体検査 ④便所 ⑤教室の窓障子、カーテン ⑥机、腰掛の高さ ⑦掃除清潔検査等 2. 体育方面 ①体操及各種運動競技 ②遠足・海水浴・林間学校等 ③体育測定 ④運動会 3. 其他 学校に於ける公衆衛生の方面 (イ)運動場、便所等共同場所の汚損確認 (ロ)トラホーム患者の注意等 | 1. 規律生活の励行 2. 暴飲暴食の注意 3. 洗濯、入浴の励行 4. 日曜等に於ける登山遠足 5. 危険な場所に近寄らざる事 6. 汚物塵芥等の処分 7. 家族に伝染病患者ありたる時の注意 |
| 第14課 | 職業 | 4 | 1. 技能学科に対する考え方-習業 2. 勤労の習慣-諸作業 3. 性能検査、身体検査、学業成績等による自己性能の反省 4. 現在志望せる職業と自己の性能とに就ての内省 | 1. 各自の家業に対する調査研究 2. 各種職業の研究調査 3. 自己の志す職業に就ての研究調査 |
| 第15課 | 勤勉 | 2 | 1. 欠席、遅刻、早退 2. 学業の予習復習 3. 宿題、研究 4. 授業時間中の注意 5. 掃除其他の作業 | 1. 家事、家業の手伝 2. 職業に従事するに就て考察 夜間利用-補習学校 |
| 第16課 | 自立 自営 (男) | 3 | 1. 自学研究 2. 試験の際の不正行為 3. 学校に於ける諸作業 4. 学級自治会、学校自治会 | 1. 家庭に於て学用品の始末寝具の後片洗濯等 2. 後日に備へるための貯金 3. 職業の準備①職業の研究 ②僅かの給料よりも其の腕を磨け-運動任達 |
| 第17課 | 質素 | 2 | 1. 学用品の愛用と節約 2. 服装 3. 弁当 4. 学校入費又は寄付金等の支払方法 | 1. 食物に対して此言を云ふな 1. 2. 役にも立たぬものを買ふな 3. 小遣い銭の節約一特に間食 4. 衣服装飾品等特に女子に対して 5. 国産品の愛用 6. 貯金 7. 廃物利用 |
| 第18課 | 規律 | 2 | 1. 遅刻せぬ事 2. 教室の出入 3. 学用品を忘れぬ事 4. 学校の規則自治会決議を守る事 5. 教室及机内の整頓 6. 掃除の訓練(能率増進法) 7. 学習及運動に於ける規律 8. 服装容儀 | 1. 起床、食事、登校、就寝等の規則を一定する事 2. 学用品衣類等の整頓 3. 家内の整頓 4. 日曜休日に於ける朝寝、間食 |
| 第19課 | 礼儀 | 3 | 1. 塗上、登校退校時に於ける教師に対する挨拶 2. 授業前後に於ける敬礼 3. 式場に於ける態度 4. 行幸啓等の場合に於ける敬礼及び態度 5. 教師及学友間に於ける敬礼及態度 6. 服装容儀 7. 外来者に対する礼儀等 | 1. 父母に対する言語態度 2. 家族間の礼儀 3. 仏教 |
| 第20課 | 公德 | 3 | 1. 学習時、儀式等に於ける喧嘩 2. 教室廊下運動場便所等の汚損 3. 机、腰掛、図書等公共物取扱 4. 落書 5. 唾壺、洗面所等に対する注意 6. トラホーム其他伝染病患者の注意 7. 左側通行 8. 遠足旅行等に於ける事件励行 | 1. 家族に伝染病患者を生じたる時の注意 2. 溝渠川下水等に対する注意 3. 共同水道、共同便所、浴場等に於ける注意 4. 公園、裏山、神社仏閣等に対する注意 5. 図書館の書物の取扱 6. 車道歩道、左側通行 7. 電車、汽車に乗りたる際及び乗降時の注意 8. 職業上より見たる公德 |
| 第21課 | 公正 | 3 | 1. 学用品其他の紛失、盗難 持物には必ず名を付する事 2. 習得物の処置 3. 物品貸借 4. 掃除区域の分担、図書機械類等の共同使用に就て 5. 学友の悪口を云はざる事 6. 喧嘩等により友人を傷つけざる事 7. 過失により他人に損害を及ぼす場合 | 1. 家族間なりとも自己の分を守るべき事 2. 弟妹等を虐めたり、其の持物を取り上げる等の事なきか |
| 第22課 | 寛容 | 2 | 1. 児童各自の反省 ①友人より忠告を受けた時の態度 ②共同作業の場合のお互いの態度 ③学習討議等の場合の他人に対する態度 ④学級内に於ける喧嘩の有無 2. 寛容なる人物表彰 | 1. 父母兄弟より注意を受けた時の態度 2. 弟妹に過ちありたる時の態度 3. 近所の人との公際は円満に行はれてゐるか |
| 第23課 | 同情 | 3 | 1. 学友互に喜を共にし悲を頒つべき事 2. 不幸なる境遇の者に同情し之を慰めるよう努むべき事 3. 他人の不幸を喜び、他人の幸福を嫉視するが如きことなき事 | 1. 家族間に於ける同情 2. 近隣に於ける同情 3. 孤児、貧兒、扶養者なき老人等に対する同情 4. 不幸を經て世の同情を強要するが如き者に対する態度 5. 天災地変等ありたる時の同情 |
| 第24課 | 共同 | 3 | 1. 学習に於ける共同研究 2. 掃除其他の共業に於ける共同 3. 運動競技に於ける作同 4. 朝会、式場等に於ける共同 5. 共有物取扱に関する共同 6. 級風、校風樹立に対する共同精神 7. 学生生活社会生活に於ける運動家に対する注意 | 1. 家業に対する共同 2. 家庭内整頓に対する同情 3. 社会生活に於ける行動 公衆衛生-共同便所、下水等 産業界の実際-分業の状態 |
| 第25課 | 地方 自治 | 5 | 1. 学級自治会-学級役員 2. 学校自治会-学校役員 3. 各種の運動競技団体の自治 4. 校友会各部の活動 5. 愛校心 | 1. 家庭に於ける父兄より受ける政治的公民的知識 2. 選挙の際に於ける、選挙の実際、新聞紙の論調等に関する指導 3. 神戸市に於いて実施せる各種事業に対する考察-児童の直接関係あるもの頗る多し 水道、電車、学校、図書館 公設市場、職業紹介所、便所汲取等 |
| 第26課 | 国交 | 4 | 1. 朋友間の信仰 2. 学校自治会に於ける各級の連絡 3. 少年赤十字団としての外国通信 4. 外国人の参観者ありたる時の注意 5. 若槻氏の歓迎に行ったこと | 1. 家と家との公隣 2. 六大都市会議(諸種の会合) 3. 外国人との交際、外国人に対する態度 4. 外国貿易に従事するもの心得 5. 神戸市に於ける各国領事館 |
| 第27課 | 戊申 詔書 | 4 | 1. 既習事項総括 | |
| | | 計男 女76 | | |

表2
教授細目 高等科 2年

| 課 | 題目 | 配当 | 学校生活 | 家庭及社会生活 |
|------|-----------|----|---|--|
| 第1課 | 建国の精神 | 3 | 1. 皇太神宮参拝 2. 榑原神宮参拝 3. 紀元節、建国祭 4. 国旗掲揚式 | 1. 楠公祭、長田祭、生田祭等の際の御輿のお渡りの模様 2. 神社の御神体と御鏡 3. 氏神 |
| 第2課 | 御歴代天皇の御盛徳 | 3 | 1. 神宮皇居参拝 2. 神社御陵参拝 3. ご眞影御尊影に関する敬礼及び取扱 | 1. 新聞雑誌に載せられたる皇室に関する御写真等の取扱 3. 入退宮兵の歓迎に神社参拝をなす事 |
| 第3課 | 国民の誠忠 | 3 | 1. 楠公祭、楠公社参拝、楠公に関する講演会 2. 陸海軍記念日 3. 生徒たるの自分をつくし学業に励むべきこと 4. 行幸啓奉送迎 5. 其の他前課参照 | 1. 家業に励み、自己の業務につとめ国家社会に貢献する事は即ち忠を尽す所以なる事 2. 納祖、兵役、等の義務を尽す事 3. 法律道徳に反して国家社会に害を及ぼさない事 4. 親に孝を尽す事は體て君に忠義を尽す所以なる事7 |
| 第4課 | 国体の精華 | 3 | 第3課参照 | 1. 新聞雑誌等にあらはれたる国体の尊嚴を害し、国体の変革を企つるが如き事件に対する批判 |
| 第5課 | 孝 | 3 | 1. 学校に於ける学業と孝の道 | 1. 親に対して有り難く思つた事、喜んでもらった事、心配をかけた事、不満に思つた事等に関する反省 2. 孝道に対する実行上の意見と覚悟 3. 祖先に対する孝道 (直接的間接的) 4. 勤勉よく業務につとめ、立身出世をなし家の名を挙ぐるは父母祖先に対して大なる孝なる事 |
| 第6課 | 兄弟姉妹 | 3 | 1. 学習上の友愛 | 1. 同居せる兄弟姉妹友愛の道 2. 家を別にせる兄弟姉妹友愛の道 3. 義理ある兄弟姉妹友愛の道 4. 知人間に於ける例 5. 親類間の交際 |
| 第7課 | 夫婦 | 3 | 1. 学校に於ける学習事項に男女によりて異なる点あること 2. 性能上男子と女子の異なる点 | 1. 近隣に於ける夫婦生活(表面的にしても)の観察批判 2. 一家内に於ける父母の務に自ら区別あること |
| 第8課 | 朋友 | 3 | 1. 学友の長所短所並に其の善本とすべき点、注意すべき点に就ての考察 2. 自己の朋友に対する態度に就ての反省 3. 自己と朋友との間の友情が如何なる程度のものであるかの反省特に其の信義の点に就て 其の敬愛の点に就て 4. 同学級内に於て党派間的争ひ等をなさざること | 1. 学校外に於ける友人に就て前述の点を考察反省せしむる事 2. 知人の朋友關係に就ての考察批判 |
| 第9課 | 恭儉 | 3 | 1. 友人教師等に対する傲慢無礼の態度 2. 朝会式日神社参拝等の敬礼、教師友人等に対する敬礼、挨拶、其他言語動作 3. 教室内外に於ける規律 4. 学校内に於ける団体生活と放任自由なる行動に就いての考察 5. 服装、学用品等についての質素節約 6. 貯金デー、梅干しデー等 | 家庭に於ける礼儀 1父母兄弟に対して 2 親戚知人等の來客に対して 2. 近隣の人に対する礼儀 3. 電車汽車内其の他一般に対する礼儀 4. 家庭に於ける儉約 ①自家の収入と支出の關係 2 衣食住特に衣食に対する儉約の真情 3 外出先等に於ける質素儉約 特に男子の飲食に関する浪費 女子の衣服其の他に於ける浪費等 5. 貯蓄の奨励 6. 女子の任務と家政予算生活 7. 外国人に対する礼儀 等 |
| 第10課 | 博愛 | 3 | 1. 同学校又は同学級内に於ける、病弱者、成績劣等者、貧困者等に対する同情、欠席生に対する見舞等 2. 一般学友間に於ける愛情 3. 学校を通しての震災火災水害等に対する義捐 4. 少年赤十字団の精神と事業 5. 貧民意見学等 6. 博物学習に於ける解剖等に対する考へ方等 | 1. 一家内の相互扶助と愛情 2. 他人に対する同情、義捐、扶助等 3. 神戸市に於ける慈善的社会事業 4. 外国人に対する博愛一經驗発表 5. 動物に対する博愛一經驗発表 |
| 第11課 | 學問 | 3 | 1. 自己の学業成績に就ての反省 2. 学業に就ての努力に対する反省 予習復習時間中の態度等 3. 自己の得意の学科と之を延ばす方法に就ての考察 4. 自学方法に就ての考察 | 1. 自己の家庭的境遇と將來の勉學に就ての考察 2. 知人間に於て苦学力行せる例に就ての考察と自己反省 3. 学校(正則の)に行かずして勉學する方法に就ての研究 4. 家庭にて使用又は講読せる参考書、又は雑誌等の調査と之に対する適當なる指導 |
| 第12課 | 業務 | 3 | 1. 手工工業商業珠算其他職業的教科に於ける勉學 2. 普通学科に於ける勉學 3. 勤勞の習慣 学校内に於ける諸種の作業 4. 教師に対する親愛感謝 | 1. 家業の手助之に対する研究 2. 自己の欲する業務に就ての研究 3. 將來の業務に就ての計画 4. 師匠と徒弟との關係に就ての考察 |
| 第13課 | 知能 | 3 | 1. 知能テスト、教育測定の結果と学業成績との比較、考察 2. 尋常科時代より学業成績進歩の状態反省考察 3. 独自研究の習慣と予習復習 4. 学校備品中の機械標本類の観察研究 | 1. 家庭内に於ける勉學 2. 家庭内に於ける文明利器の利用の状態に就ての考察 3. 新店頭に又は工場内(見學等の際)等に於ける文明利器の觀察 4. 卒業後自己の知能を啓発すべき方法と覚悟 |
| 第14課 | 徳器 | 2 | 1. 学校教育の目的は知能啓発のみならず徳器成就にある事 2. 修身科の目的に就て考察 3. 学校に於ける諸種の訓練施設に就ての考察反省 | 1. 就職等の場合学問よりも寧ろ人物を見て採否を決定する事 2. 高等教育を受けたものの犯罪が次第に多くなつて來た事 3. 犯罪の手段がだんだん巧妙になつて來た事 4. 職務を通じて徳行をなすべき事 |

表2
教授細目 高等科 2年

| 課 | 題目 | 配当 | 学校生活 | 家庭及社会生活 |
|------|--------|----|--|---|
| 第15課 | 公益世務 1 | 2 | 1. 学校又は学級としての団体生活より受くる恩恵 2. 学校又は学級のために尽す道に就ての考察 教室内に於て、運動場に於て、廊下特別教室に於て、公共物に対して。学習準備に就て一等 | 1. 幾分でも人のため世の爲になると思はれる事の実践工夫 学校途上に於いて、近隣に対して、神社仏閣公園等に就て 2. 現在の自家の家業として公益世務に努め得る方面及之が実行に就ての工夫 3. 自己の将来就かんとする職業に関連しての公益世務の工夫 4. 職業の如何を離れて現在又は将来に於て尽してみたいと思ふ事項 5. 市内に於て公益事業に尽した人の例 |
| 第16課 | 公益世務 2 | 3 | 前課参照 | 1. 公益週間の設定 2. 愛国婦人会(武徳殿) |
| 第17課 | 国憲国法 1 | 4 | 1. 学校内に於ける校訓並びに諸規則の存在 1. 憲法発布記念式(紀元節) | 1. 家憲家風 2. 伊藤博文公銅像と憲法発布 |
| 第18課 | 国憲国法 2 | 2 | 1. 学校の規則を遵守すべき事 | 1. 児童の家庭社会生活に於ては法律又は規則に反せざるも道德に反する場合の実例 2. 小さき事なりとて法律規則に反せるが如き事例 3. 少年に関する法律 |
| 第19課 | 国憲国法 3 | 3 | 1. 学校自治会、学級自治会 2. 役員打合せ 3. 役員選挙 5. 模擬選挙 最も適当なる題目を選んで | 1. 選挙運動、選挙の実際は其機会ある毎に新聞雑誌其他見聞せし事によつて研究せしめ其の質問に応ずる事 |
| 第20課 | 国憲国法 4 | 2 | 1. 学校の規則を犯し或は大勢に迷惑をかけたものに対する処置 2. 個人間の争いの如きはなるべく教師に訴へ出でず、相互間又は友人間役員等の間に於て解決すること 3. 模擬裁判 4. 裁判所見学 | 1. 家に於て悪き事をなした時の子供に対する処置 補導連盟、少年審判所。感化院、少年刑務所 3. 高等科程度の児童のなし易き犯罪 4. 神戸地方裁判所、神戸刑務所 |
| 第21課 | 国憲国法 5 | 2 | 1. 授業料其他諸会費の負担と学校経費の費途に就て 2. 授業料の滞納に就て | 自己の家庭に於て納付せる租税の種類素地額等を心得させて置く事 但し之が発表には特別の注意を要する 2. 所得税の申告 |
| 第22課 | 義勇奉公 1 | 3 | 1. 現在の身としては ①よく学業に励み知徳を練り身体を鍛え他日国家に貢献するの準備をなす事 ②自分の身で出来ることは小さい事でも国家の為に 尽くすこと ③今の時より忠君愛国の精神を養成して置く事 ④国防訓練軍事教練等も一面一町事ある時の準備となる事 ⑤ 兵營見学又は軍隊訪問 | 1. 家業の手助等を為す事 2. 業務を持つに至らばこれを通して国家に貢献すべきこと 3. 徴兵忌避に関する考案 4. 父兄又近隣地人中二兵役に服せしもの、戦役に従事せしもの等あらばよく其話を聞き来たらしむる事 |
| 第23課 | 義勇奉公 2 | 3 | 記載無し | 記載無し |
| 第24課 | 皇運扶翼 | 3 | 1. 勅語の御趣旨を奉体し教師の教へを守り家業に励むべきこと | 1. 孝悌和順の道を守り一家の和と家門の繁栄を図るべきこと 2. 朋友に対する交、社会一般に対する務を怠らぬこと 3. 国家に対する義務の遂行 |
| 第25課 | 忠考一致 | 2 | 記載無し | 1. 孝の誠心を以て君に使ふべし 2. 父祖の志を継ぐ事 3. 親をして徳を誤らしめざる事 |
| 第26課 | 斯の道 | 3 | 記載無し | 記載無し |
| 第27課 | 君民一徳 | 3 | 1. 御真影奉拝 勅語奉読等の場合に起る感情に就ての反省考察 | 1. 陛下の玉顔を拝したる経験 2. 陛下のに関する映画を拝したる経験 3. 新聞雑誌等にて陛下の御聖詔を読みたる経験等 4. 聖旨を拳々服膺する道に就ての工夫 |

計76

これらの教授細目に共通するのは、児童の生活経験に密着した事例から、具体的な生活規範が語られていることである。教育勅語の徳目の徹底という前提の下で、社会生活上の規範が示されたことで、抽象的な概念も理解が図られやすくなったのではないか。尋常科と高等科とを比較すると、第20課の国憲国法4で「1. 家に於て悪き事をなしたる時の子供に対する処置 補導連盟、少年審判所。感化院、少年刑務所 3. 高等科程度の児童のなし易き犯罪 4. 神戸地方裁判所、神戸刑務所」をあげ、模擬裁判や裁判所見学を行うことが例示されているように、高等科児童では不良化、犯罪行為の抑止が意図されていることがうかがえる。また男女別の行動規範が多くなっていることも指摘できる。性的な興味への抑制の意図も伺える内容となっている。

次に、実際の教材例(1年生第24課、「共同」)をもとに、同時期に刊行され、入手し得た他の教授法書2件との記載事項、特に指導方法の比較を試みる。なお教授法書の依拠したこの時期の『高等小学修身書』には『教師用』は刊行されておらず、いわば教授法の国家的マニュアルは見つけることが出来なかった。

A: 神戸市教育課『生活指導の修身教育 実際篇』1931、pp133-139 時間配当 3時間

指導方法

第1次 1. 予習事項の発表 (1) 児童の生活経験を中心とせる発表事項を総括して共同の意義共同の必要並に共同の利益といふものを理解せしめる。2. 予習事項の発表 (2) 発表事項を総括し教師の補充的説話をなすことによって愈々共同の必要なることとその力の偉大なることを悟らしめる。3. 教師の説話 1. マッチの製造 2. 足袋の製造 など 4. 相互研究 掃除作業其他共同作業に於て改善すべき点につき相互研究せしむ。

第2次 1. 予習事項の発表 此等の発表事項を整理することによって共同精神の如何なるものなるかを会得せしめ児童各自の生活の実際につき反省せしむ。2. 反省・批判 共同作業、団体競技等につき 3. 予習事項の発表と反省批判 4. 教師の説話 5 共同の精神は公德を守る上にも大切なること。児童をして其の事例を挙げしめ之が実行の工夫をなさしむ。

第3次 1. 教科書の通読 教科書記載事項中より前に学習せしこと、未だ学習せざりし部分を区分せしむ。2. 相互研究 未だ学習せざりし左記事項について分团的に相互研究をなさしめ之を発表せしむ。(公衆衛生・産業発達・風俗改良・市町村自治体・国家生活・人類生活・国際生活) 3. 教師の批判指導 4. 教科書の通読 5. 黙想

B: 徳島女子職業学校長・安部清見『高等小学修身学習指導案(高一)』明治図書、1930、pp430-444 時間配当 2時間

学習助成(括弧内は筆者。)

第1次 1 学習動機誘致(発問)例: 大事業を為すときは一人にて為すと多数にて為すと何れが容易なるか。 2 学習案内(説明) 3 領会体得(説明)例: 共同の意義、事業と

共同

第2次 1 領会体得（説明）例：多数の勢力の乱用 2 教科書の思索（黙読、音読、質問、内面的考察） 3 思索批判（質問）

補充資料として例話「帝大学生救護団の活動」「共同の力」

C：三浦喜雄『徳目精説 体験教法 高等小学校修身書教授書』宝文館、1930、pp289-296
時間配当2時間

第1次（質問）例：「山中などで一人迷ってゐたら」・（本を読む）・（説明）共同心の発見・協働

第2次（質問）例：「共同については如何なる心得が必要か」「共同して作った物について答へよ」・（教科書を読む）・（説明）群衆・小作争議・労働争議

以上、簡単に「共同」の課の指導方法をABCの3件についてまとめた。本論で扱ったAと比べ、B・Cの教授法に示された指導法は、明らかに教師の講義中心である。児童に対しては教科書の読み、および質問への回答を求めるものである。ただしBとCとでは、Cの方に生徒の実体験に関する発問が多いことが違いとして指摘できる。

しかしAは基本的に児童の発表、およびそれを通して自己の行動の反省を促す構成となっていることがわかった。B、Cの著作の修身教育史上の位置づけが不明確であるうえ、3件のみの対比であるため断定はできないが、『生活指導の修身教育』で目指した修身教育は、児童自らの生活体験に基づき、児童自身の発表や振り返りを通して修身教科書の徳目の内面化を図るものであったのではないか。

IV 大正・昭和戦前期における生活修身教育の理念と実践をとらえる視点

1936（昭和11）年発行の『尋常小学修身書』『高等小学修身書』は、その編集の背景として第1に「満州事変以後の国情」により、「日本国家の発展と皇室を中心とする思想の教材を多く掲げることとなった」。また第2に「いわゆる生活修身の思想も多くの教育者の注目をうけ、なるべく児童の生活にふれて修身の教育を行い、江戸時代の人物をもととした徳目教材のようなものは教科書から除くという考え方が思潮となっていた。この思想も修身教科書の編集を一変した」とされ、第4期教科書の改訂に当たり生活修身思想が影響を与えたことが指摘されている^{*21}。

生活修身の代表的唱道者として知られる、奈良女高師附属小学校訓導だった岩瀬六郎は、児童の生活生活現実を学習題材とし、徳目中心の観念的な修身教授ではない具体的な生活経験を再構成する指導を実践したとされる^{*22}。

しかしながら、当時の「生活修身論」は、「概ね教科書の教授法に関する範囲に止まり、その中核を貫く超国家主義、軍国主義の思想を阻止変革することは出来なかった」という^{*23}。谷口雅子は東京高等師範学校附属小学校の「社会認識教育」実践に着目し、同校の修身科

授業内容についても言及している^{*24}。宮川菊芳の修身科授業では、「行のたより」という文書に子どもの反省や経験などを記入させ、教科書の例話を実践の指導に展開させる場面で用いたという。谷口は宮川ら複数の授業の批評内容から「子どもの経験をできる限り徳目に関連づける事をもって望ましい授業と考え」られていたことを指摘している^{*25}。また土野長一によると、明石附小訓導永良郡事は「実行案」と「修養録」を用い児童の生活実践を通じた修身指導を目指した。永良は国定修身教科書を「児童の聖典」と言明し、内容に関して批判的な言説はないという^{*26}。永田陸朗は、戦前の集団づくり概念を形作った生活指導の実践形態として3種類をあげた。その中の「生活訓練的生活指導」は「自治訓練型」と「集団主義的生活訓練型」に分類されるとし、「自治訓練型」は「体制側の教育要求に立脚した範囲での教育方法の進歩的改良」であると指摘した^{*27}。藤田昌士は、手塚岸衛の「自由教育」論や岩瀬六郎の『生活修身原論』をとりあげ、「当時の体制のもとで、手塚にしても、岩瀬にしても、勅語的規範への受容的姿勢を示しています。反面、児童の『生活』と勅語的『価値』との矛盾が自覚されないとき、『生活本位』の修身は、逆に自治会の時間での指導をもお説教、おしつけがましいものにする危険があったのではないですか」^{*28}と批判する。

以上の現在の研究者による論説に共通することは、目標として教育勅語の趣旨の徹底、国定修身教科書の内容理解があり、児童の生活と勅語的規範との矛盾が出てくる危険性を指摘していることである。ここに生活指導の修身教育の限界が明らかにされているように思われる。戦後においても、特設道徳の設置をめぐる議論のなかで、宮坂哲文らによる「どんな表現を使おうと特設道徳は徳目主義・観念主義からは脱しきれないとする」主張がなされた^{*29}。村井実らの言によれば、「道徳の「内容」と児童生徒の「生活」とを対照配置して、生活主題のカリキュラムを構成していく・・・教師はそのカリキュラムの枠の中で道徳指導をすれば安全である。そして、一時間毎にまとまりのある指導形態がとられるようになり、教師またはその代弁者の子どもたちによる観念的割り切り、ないしは心の持ち方の強調ということで、問題を主観的解消に終わらせてしまう。心がけ主義、精神主義は徳目主義の別名であって、生活主題による道徳指導の結末も、結局は最後にはきれいごと主義となり、児童生徒の内面化の深化などは望むべくもない」という批判がなされたのである。

一方で生活修身の今日的意義について、福司山和宏は「①道徳授業で使う資料や学習過程を多様化し、道徳的価値を子供に学び取らせるような教師の準備と狭く結論づけない余裕を持つ②教科指導や特別活動の場で子供が主体的に計画－実行－成就（完成）－反省の家庭をたどり集団活動を体験させる③一人ひとりの子供を教師が受け容れて、教児の深い人間関係をつくり、悩みや秘密あるいは心配ごとの相談にのる。④学校や地域の行事への積極的な参加をすすめ、その体験を道徳授業に取り入れる」ことであると、現代の道徳教育へ、岩瀬六郎の実践を取り入れる事を提案している^{*30}。生活課題の解消にむけての

活動の計画・実践そのものが学習内容であるという捉え方である。

それに対し、藤本敦夫は近年の「生徒指導をめぐる議論状況と生徒指導及び教員養成に関する諸施策を、道徳主義化と結びついた生徒指導を重点とした学校像への一層のシフトチェンジの傾向」であるとし、「建前とは裏腹に学力向上よりも学校教育を通じての内面管理や行動規制の強化＝学校の道徳教育機関化」の危険を内包するものであると断じた^{*31}。

いくつかの視点を紹介したが、今後の政策を注視し、望ましい道徳教育の方向性を多面的な視点から議論していくことが重要であると考ええる。

おわりに

本研究でとりあげた『生活修身の修身教育 実際篇』・同『教授細目篇 高等科篇』は、国定修身教科書の趣旨の徹底という前提のもと、神戸市という地域の特性にあわせた指導、学校生活・家庭生活実践を通しての徳目理解方法、児童の発表や振り返りという授業方法が提案されていることが確認された。さらに高等科部分については、以下の2点の特徴が見いだされた。

①尋常科部分と比較して、高等小学校の教育が、「完成教育」であり「大衆教育」であることが強調され、卒業後の生活を見据えた修身教育の望ましい方向性が示された。

②神戸という都市部の特性を「通学区域が広く、通学途上に於ける種々の誘惑に遭遇する機会も多く、家庭との連絡各方面自治等も十分に行われ難い」と指摘し、不良児を出すと言ふような事も少なくない」という懸念が示され、生徒指導の目的として不良化防止という観点が強調されていることである。

最後に今後の課題を述べる。①今後、大正期から昭和初期における多くの生活修身教育論のさらなる分析を通して、神戸市教育課編『生活指導の修身教育』の道徳教育史上の位置付けについて検討を進めていきたい。②本研究で取り上げた『生活指導の修身教育』・同『教授細目篇 尋常科篇』および高等科篇は、実際にどれだけ尋常・高等小学校で活用されたのか、またどのようにその主張・実践が評価、検証されたのかについては、現段階では明らかにすることが出来なかった^{*32}。「修身教育研究会」なるものの活動実態を明らかにし、実際の実践と成果、評価を明らかにすること、昭和初期の地域における教員の研究活動による授業改革の成果を明らかにすることも課題である。③近年自治体単位で刊行されている道徳副読本^{*33}について、その特徴と意義の分析はいまだ十分になされていない。こうした副読本の分析を通して、今後の「地域型」道徳教育のあるべき方向性について考えることも大きな課題として残される。

附記 本研究の調査にあたり、多くの方々のお力を頂戴した。特に、神戸市文書館館長松本正三氏には様々な御配慮を賜った。心より御礼申し上げる。

-
- *1 例えば、豊泉清浩「道德教育と生徒指導の関連性に関する一考察」『群馬大学教育実践研究』第29号、2012。
- *2 文部科学省『生徒指導提要』2010,pp.27-29。
- *3 「生活指導」という用語は大正期に初めて使われており、1946年に公式用語として文部省が初めて用い、1965年の「生徒指導の手引き」以降は一切使われなくなった。それは「それまでの『多様な』生活指導のひとつに見られた社会主義的民主主義や社会変革をめざすものを排除した」ためであるという。(松下一世「『集団づくり』論の推移－人権の視点からの再考－」『佐賀大学佐賀大学文化教育学部研究論文集』16(2), 2012)
- *4 奥平康照は、教育学界や民間教育諸団体は特設道德を強く批判し「対抗する道德教育実践と理論をつくりあげようとした」と指摘し、地域共同体による規範形成・教育の意義を主張している(「1950年代後半の日本における道德教育論とその転換」上、『和光大学現代人間科学部紀要』第2号、2009)
- *5 貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道德論争史 第Ⅱ期 修身教育の改革と挫折』第6巻、『修身教授改革論の展開』日本図書センター、2013では、当時の修身教育会改革論が整理され、先行研究の紹介もなされている(解説・解題部分)。
- *6 拙稿「昭和初期における地域型生活修身教育の理念－神戸市教育課『生活指導の修身教育』を題材として－」就実教育実践研究センター『就実教育実践研究』第6巻、2013.4。
- *7 両書はいずれも兵庫県立図書館所蔵。
- *8 中村紀久二『復刻国定修身教科書 解説』大空社、1990, pp.88-91。
- *9 海後宗臣編『日本教科書大系』第三巻 修身三、講談社、1962,p.636。
- *10 仲新・稲垣忠彦・佐藤秀夫編『近代日本教科書教授法集成』第5巻、教師用書1 修身篇、東京書籍、1983、「解説」p.674。
- *11 前出海後、p638。
- *12 貝塚茂樹『道德教育の教科書』日本図書センター、2009、p36。
- *13 村田昇『近代日本の教科書のあゆみ－明治期から現代まで－』サンライズ出版、2006、p18。
- *13『生活指導の修身教育 実際篇』は、神戸市文書館、神戸大学附属図書館、大阪市立大学附属図書館でも所蔵を確認した。
- *15『生活指導の修身教育 実際篇』 pp.9-10。
- *16 同上、pp.12-13。
- *17 同上、pp.35-42。
- *18 同上、pp.61-68。
- *19 同上、pp.130-132。
- *20『生活指導の修身教育 教授細目篇 高等科科之篇』 pp.1-4。

- *21 東京書籍株式会社編『近代教科書の変遷－東京書籍七十年史－』1980年、p304。執筆担当海後宗臣。
- *22 岩瀬の修身教育論については、たとえば、板橋雅則「岩瀬六郎における『生活修身』の実践史的考察」『関東教育学会紀要』(34), 2007などで分析されている。
- *23 唐沢富太郎『教科書の歴史』、創文社、1956、p369。
- *24 谷口雅子「戦前日本における教育実践史研究Ⅱ－社会認識教育を中心として－」『福岡教育大学紀要』第45号、第2分冊、1996。
- *25 同上。
- *26 土野長一「大正期の明石女子師範学校附属小学校における修身科教育の改革－永良郡事の教育実践に着目して－」関西大学教育学会『教育科学セミナー』(42), 2011。
- *27 永田陸郎「現代教育における集団づくり概念の展開」『教育社会学研究』第18集、1963。
- *28 藤田昌士『道徳教育 その歴史・現状・課題』エイデル研究所、1985、pp.39-40。
- *29 村井実・稲垣友美『道徳と教育』東洋館出版社、1972、pp.59-60。
- *30 福司山和宏「岩瀬六郎の生活修身の今日的意義」『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第16号、1986。
- *31 藤本敦夫「教育改革の中の生徒指導－教育制度の全般的道徳教育化－」『大阪音楽大学研究紀要』第49号、2011。
- *32 兵庫県立図書館所蔵の兵庫県教育会『兵庫教育』昭和元年～昭和9年分（欠号多数）記事を読覧したが、『生活指導の修身教育』関連著作を使用した実践報告、あるいは評価に関する記事は確認出来なかった。
- *33 兵庫県教育委員会は、『心かがやく』等の兵庫版道徳教育副読本作成の趣旨として、兵庫ゆかりの人物を取り上げるなど地域の特性を生かし、子どもたちの興味や関心を高めながら、郷土に誇りをもち、人と人とのつながりや社会の中での自己の責任や義務、役割を自覚するなど、自己の生き方のよりどころとなるような心に響く魅力ある副読本を作成し、新学習指導要領を踏まえ、学校、家庭、地域が連携して進める兵庫の道徳教育のさらなる充実を図る」としている。他に神戸市の道徳教育副読本『豊かな心』などがある。